

## 地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務仕様書

## 1 委託業務名

地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務（以下「本業務」という。）

## 2 事業の目的

ワーケーション導入やチームビルディング等の推進及び地域貢献の実施を希望する都市部企業と、人口減等による課題を抱える鳥取県内企業・団体をマッチングさせるプログラム（事前交流会や本県でのフィールドワーク等）を行うことで、県内の地域課題解決につなげるとともに、都市部企業との交流・協働による継続的な関係性を構築し、地域活性化及び企業単位の関係人口を創出する。

## 3 業務期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

## 4 事業の内容

次の事業を実施すること。

なお、本業務については、鳥取県内及び都市部の両方にコーディネーター（調整役）を設置して実施するものであり、両者が緊密に連携することで、細やかな配慮をしながら都市部から地域への誘導を行うように留意すること。

※鳥取県内に設置したコーディネーター（調整役）については、以下「地域側コーディネーター」、都市部側に設置したコーディネーター（調整役）については、以下「都市部側コーディネーター」という。

※都市部側コーディネーターは、鳥取県内での地域振興・活性化に関わりのある副業・兼業人材であることが望ましい。

## (1) 新たなプログラムの企画・実施

ア 課題解決のため都市部企業を受け入れたい県内の自治体・企業・地域づくり団体等（以下「受入団体」という。）の掘り起こし及び選定〔地域側コーディネーター〕

- ・少なくとも県内2市町村で5団体以上の受入団体の掘り起こし及び選定を行うこと。
- ・受入団体へヒアリングを行い、課題の仮設定を行うこと。

イ ワーケーション導入や地域貢献等を図りたい都市部企業の掘り起こし及び選定〔都市部側コーディネーター〕

- ・少なくとも5社以上の都市部企業の掘り起こし及び選定を行うこと。
- ・都市部企業へヒアリングを行い、課題の仮設定を行うこと。

ウ 都市部企業と受入団体のマッチングに向けた事前オンライン交流会の開催〔地域側コーディネーター・都市部側コーディネーター〕

回数：1回

開催時間：1時間程度

- ・事前交流会の企画、準備、運営に関する一切の業務（オンライン会議システム（Zoom等）の運用、当日運営会場の確保、必要な機材等の準備など）を行うこと。
- ・交流会終了後に受入団体と都市部企業をマッチングさせること。ただし、マッチングを決定する前に、受入団体の仮設定した課題や都市部企業の課題等を両者で共有する機会を設けること。
- ・都市部企業及び受入団体に対してアンケートを行い、結果を取りまとめること。

エ 都市部企業が来県したワーケーション（フィールドワークを含む）の実施〔地域側コーディネーター・都市部側コーディネーター〕

期間：2泊3日程度

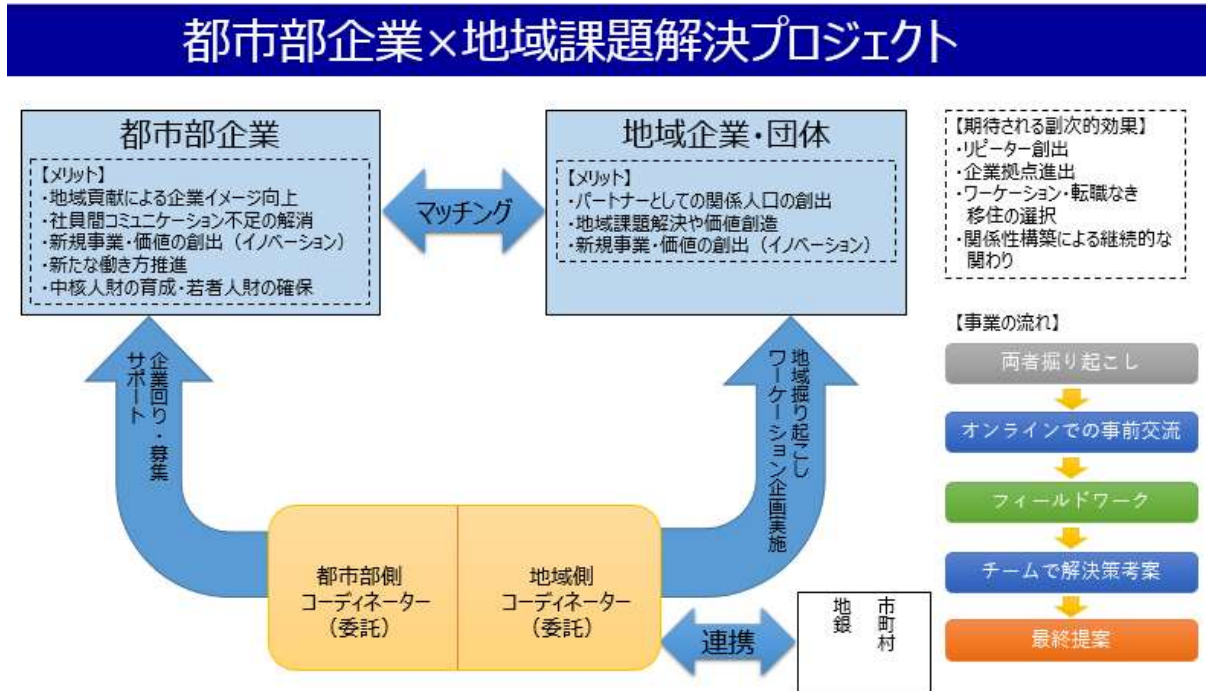
来県者：5社20名程度

- ・フィールドワークを含むワーケーションの企画、会場手配、実施に係る一切の業務（鳥取県内の主要駅・空港からの移動車両（中型バス等）の手配及び支払も含む）を行うこと。
- ・期間中は、ウによりマッチングした受入団体での視察及び意見交換を実施すること。
- ・来県者に対して一人当たり25,000円を上限として旅費を支給すること（職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）に基づき算定した額を上限とすること）。
- ・期間中は随行し、受入団体及び都市部企業の相互理解と課題解決の促進につながるよう工夫すること。

## オ 課題解決策の提案

- ・フィールドワーク終了後に、受入団体及び都市部企業との関わり方（課題解決策）を取りまとめの上、両者に提案を行うこと。その際は、契約形態等が各種法令に抵触しないよう留意すること。

《事業実施体制イメージ》



## (2) 効果的な情報発信

委託業務の実施状況等について、途中経過から結果までをSNSやオンラインフォーラム等で広く発信し、今後の拡大を図ること。

SNSについては、鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課の公式アカウント（[note] <https://note.mu/omotori>、[Facebook] <https://www.facebook.com/omoshirogarou.tottrori>）を利用するなどし、これまでに掲載した記事及びフォロワーをできる限り引き継ぐよう努めること。

※令和5年7月の鳥取県の組織改正以降は、組織名称を「鳥取県輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課」に読み替えるものとする。（15も同様とする。）

## (3) その他

- ・地域側コーディネーター及び都市部側コーディネーターは、それぞれの知識や人脈を生かして受入団体や都市部企業の掘り起こしを行うとともに、両者が協働することにより事業効果を高めること。
- ・取りまとめたアンケート結果に基づいて事業成果を分析し、今後の事業展開等について発注者に必要なアドバイスを行うこと。

## 5 本業務委託の実施体制等

### (1) 事業統括責任者

本業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

### (2) 事業スタッフ

本業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

### (3) 打合せ・報告に関する要件

受注者は、本業務を実施するにあたり、スケジュール等に十分配慮し、発注者との打合せ・報告等を行うこと。なお、受注者は、発注者との打合せ・報告等についての議事録を作成・提出し、発注者による内容の確認を取ること。

## 6 対象経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費）とする。

なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

また、都市部側コーディネーターへの支払金額（謝金等）は794千円を上限額として積算すること。

#### 7 各種必要経費の支払い

本業務の実施に当たって必要な費用（契約金額に含まれる。ただし、参加費は参加者から徴収すること。）について、関係者（機関）等へ支払うこと。

#### 8 仕様等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。

#### 9 再委託

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の限度額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

#### 10 権利の帰属

本業務により新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から28条に定める全ての権利を含む。）は、発注者に譲渡するものとし、発注者はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。

#### 11 個人情報の保護

(1) 受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、9の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

#### 12 本業務の実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の経理を明確にするため、受注者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(2) 本業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。

(3) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(4) 本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに発注者に連絡すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

#### 13 実施結果報告書の提出

受注者は、14の期限までに次の内容を含む本業務の実施結果が分かるものを提出すること。

〔内容〕事業の目標・成果指標、事業実施体制、事業内容及び成果、アンケート結果とその分析、収支報告等

#### 14 実施結果報告書の提出期限

令和6年2月29日（木）

#### 15 提出場所

鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課（担当：横山）

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

電話：0857-26-7128 ファクシミリ：0857-26-8742